

監査告示第18号

令和5年10月25日

鹿児島市監査委員 宮之原 賢  
同 小迫 義仁  
同 大園 たつや  
同 米山 たいすけ

令和5年度定期監査（第1回財務等監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく財務監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象局部課

総務局	総務部	人事課 行政管理課 職員課
	税務部	資産税課 特別滞納整理課
企画財政局	財政部	管財課 工事検査課
市民局	谷山支所	総務課 市民課
	伊敷支所	総務市民課
	吉野支所	総務市民課
	吉田支所	総務市民課
	桜島支所	桜島総務市民課 東桜島総務市民課
	喜入支所	総務市民課

	松元支所	総務市民課
	郡山支所	総務市民課
環境局	環境部	環境保全課 環境衛生課
健康福祉局	保健部	保健予防課 感染症対策課
		新型コロナウイルス感染症対策室 保健支援課
		北部保健センター 東部保健センター 西部保健センター
		中央保健センター 南部保健センター
産業局	農林水産部	農政総務課 都市農業センター 谷山農林課
建設局	建設管理部	管理課 公園緑化課 河川港湾課
	都市計画部	都市計画課 都市景観課 土地利用調整課 市街地まちづくり推進課
教育委員会	教育部	保健体育課 生涯学習課 生涯学習プラザ 少年自然の家 女性会館 中央学校給食センター

## (2) 対象範囲

原則として令和5年4月1日から令和5年6月30日までに執行された事務事業

## 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性の検証、経済性、効率性及び有効性等の観点から、また、組織及び運営に関し、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点も加味し、次の項目について監査を実施した。

なお、今年度は、重点事項として(5)の項目を監査した。

### (1) 収入事務

調定決議書（収入伝票）、現金領収帳、収入日計表等の収入事務、滞納整理事務の状況

### (2) 支出事務

予算措置、予算執行、支出負担行為、履行確認、資金前渡事務の処理状況、支払等の支出事務の状況（補助金等の交付事務、委託契約事務の状況については令和4年度分も含む。）

### (3) 物品会計事務

備品・物品出納の管理台帳等の整備、備品・物品の保管、在庫の確認の状況

### (4) 財産管理事務

土地、建物、工作物等の財産を管理する台帳等の整備、建物等の管理、財産の貸付・使用許可の状況

### (5) 重点事項

内部統制の運用状況について（各課で行っている予定価格が50万円以下の施設修繕及び業務委託）

(6) その他

自動車の運行管理、歳計外現金の適正な保管、基金の適正な運用など

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行及び経営に係る事業の管理等については、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行い、重点事項については、調査票等の提出を求め、内部統制の運用状況の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び監査対象局部課執務室

(2) 実施日程

令和5年8月8日から同年10月25日まで

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の実施については、おおむね適正になされていると認めたが、一部に改善を要する事項があった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として各所属長に別途指示した。

また、各課で行っている予定価格が50万円以下の施設修繕及び業務委託に係る内部統制の運用状況は、おおむね適切であったが、一部に課題のある事例があった。

複数の局部に共通した監査結果は次のとおりであった。

(1) 市民局 郡山支所 総務市民課

健康福祉局 保健部 保健予防課 東部保健センター 南部保健センター

産業局 農林水産部 農政総務課 都市農業センター 谷山農林課

教育委員会 教育部 保健体育課 少年自然の家

[指摘事項]

- 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、写しを添付していないものや、添付されたものでは必要な要件が確認できないものがあった。

各局部毎の監査結果は次のとおりであった。

(1) 総務局 総務部、税務部

指摘事項なし

(2) 企画財政局 財政部

指摘事項なし

(3) 市民局 谷山支所、伊敷支所、吉野支所、吉田支所、桜島支所、喜入支所、松元支所、郡山支所

指摘事項なし

(4) 環境局 環境部

[指摘事項]

- 鹿児島市営墓地条例第3条によると、墓地を使用しようとする者は、市長に申請しその許可を受けなければならないとなっており、また、同条例施行規則第3条によると、墓地を使用しようとする者は、墓地使用許可申請書（様式第1）を提出しなければならないとなっているが、規則に定める様式と異なる様式を使用していた。

（環境衛生課）

(5) 健康福祉局 保健部

[指摘事項]

- 鹿児島市庁用自動車安全運転管理規則第9条の規定により準用する同規則第8条の規定によると、公用自転車を使用する際にも、庁用自動車の運転と同様、酒気帯び確認を行わなければならないとされているところ、確認が行われていなかった。

（東部保健センター、南部保健センター）

- 立替払は、地方自治法及び同法施行令並びに鹿児島市会計規則に規定されておらず、駐車場料金の支払いにあたっては、資金前渡により、現金を受領し支払うべきところ、職員が立替払を行っているものが3件あった。（西部保健センター）

(6) 産業局 農林水産部

[指摘事項]

- 鹿児島市農村研修施設条例第3条第1項によると、農村研修施設の施設及び附属設備を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとなっている。また、その許可事務は、本来課長の専決事項であるが、平成21年4月1日付行管第3-2号「農政総務課長及び谷山農林課長の専決事項の一部を農林事務所長に専決させることについて」において、事務処理を効率化、迅速化し、事務所機能の充実を図るため農林事務所長の専決事項としている。しかしながら、郡山農林事務所においては、所長の決裁がないまま使用を許可したものが13件あった。（農政総務課）

- 鹿児島市会計規則第8条第1項によると、現金出納の証拠となるべき書類の首標

金額を表示する場合においては、その頭初に「¥」の記号を併記しなければならないとなっているが、喜入農林事務所においては、現金領収帳の領収原簿で、首標金額に「¥」の記号の記入がないものが1件あった。また、鹿児島市会計規則第26条第1項によると、出納員等が現金領収帳を収納取扱員に交付するときは現金領収帳受払整理簿によらなければならないとなっているが、同農林事務所においては、交付の際に払出に関する記載及び押印がないものが2件あった。(谷山農林課)

(7) 建設局 建設管理部、都市計画部

建設管理部

[指摘事項]

- 鹿児島市法定外公共物管理条例第17条第1項によると、水路占用料については、許可翌年度からは4月30日までに納付しなければならないとなっているが、許可翌年度の水路占用料において、更新決定後、納入期限である4月末日を1か月を超えて指定しているものが2件あった。(河川港湾課)

都市計画部

指摘事項なし

(8) 教育委員会 教育部

[指摘事項]

- 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第8条第1項の規定により準用する鹿児島市庁用自動車安全運転管理規則第8条第1項の規定によると、私有車を運転しようとする運転者は安全運転管理者による酒気帯びの有無の確認を受けなければならないとされている。また、同条第2項の規定によると、安全運転管理者は、酒気帯びの有無について確認した内容を記録しなければならないとされているが、文化工芸村における4月から6月までの私有車による外勤において、酒気帯び確認を行っておらず、確認内容の記録もなかった。(生涯学習課)
- 鹿児島市契約規則第20条によると、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならぬとなっており、また、鹿児島市少額随意契約事務取扱要領第4条によると、業務委託では、業務委託等有資格業者の中から相手方を選定するとなっているが、業務委託契約で、見積書を徴している2者のうち1者については、業務委託等入札参加有資格業者名簿の確認が不十分だったため、有資格業者でない者から見積書を徴しているものが1件あった。(少年自然の家)

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区分	基準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
意見	改善について検討を求めるもの